

令和7年7月1日施行の定期報告制度に関するよくある質問

【令和7年12月15日時点】

番号	質問	回答
1	沖縄県管轄(土木事務所管轄)に所在する建物(300m ² 超) [*] の常閉防火扉は令和7年7月以降、防火設備定期検査の調査対象でよいか。	誤 貴見のとおりです。 正 定期報告対象となる特定建築物に設置された常閉防火扉は防火設備定期検査の対象となります。
2	沖縄県では、常閉防火扉を特定建築物定期調査に付加する規則を定めていないのか。	定めていません。 定期報告制度については特定行政庁ごとに規則で定めることができるため、県管轄以外の特定行政庁(那覇市・宜野湾市・浦添市・うるま市・沖縄市)の取り扱いについては各市へお問い合わせください。
3	特殊建築物にあたらない小規模建築物でも常閉防火扉があれば防火設備として定期報告対象という認識でよいか。	誤 300m ² 超 [*] の常閉防火扉のみ設置されている建築物は防火設備定期検査の対象となります。 正 定期報告対象となる特定建築物に設置された常閉防火扉は防火設備定期検査の対象となります。
4	防火設備定期検査にて調査を行うので、特定建築物定期調査では常閉防火扉に関する部分は調査を行わなくてよいか。	貴見のとおりです。 従来は特定建築物定期調査で実施していた常閉防火扉に係る調査を防火設備定期検査で実施するため、特定建築物定期調査での常閉防火扉に関する部分は対象外となります。
5	常閉防火扉のみ設置されている既存の建物は、いつから点検の対象となるのか。	誤 300m ² 超 [*] の常閉防火扉のみ設置されている既設建築物は、改正後(令和7年7月1日施行)から防火設備定期検査の対象となります。 正 定期報告対象となる特定建築物のうち、常閉防火扉のみ設置されている既設建築物は、改正後(令和7年7月1日施行)から防火設備定期検査の対象となります。
6	今後、常閉防火扉を特定建築物定期調査に付加する規則を定める予定はないか。	検討中です。

【修正内容の趣旨】

*修正前の「300m²超」とは平成28年国土交通省告示第240号第3第2号の用途に対する面積要件を指しています。

詳細については、国土交通省HP(定期報告告示見直しについて)(外部リンク)をご確認ください。